

公共政策とビジネスの規模

藤 井 利 男

目 次

- はしがき
- 一. 大企業の力と公共政策の展望
- 二. シャーマン法に対する不満
- 三. 反トラスト政策の基準

要 約

結 語

は し が き

アメリカの公共政策はベインによると、二つの主要部分から成り立っているという。その第一は競争の維持を図る政策であって、それは競争の私的な制限を禁止し、独占の進展を防止することを手段とする。第二は個々の州法やさまざまな連邦法に示されているように、競争の制限または阻止を図る政策で、これは競争が規制されないとうまくはたらかないと主張されているいくつかの「特殊な」産業においてなされるものである¹⁾。とはいえ、ビッグビジネスに対するの公共政策は、我々が競争を欲し、独占をきらうという一般的な想定にもとづいて述べられてきたのである²⁾。

この研究ノートは大企業が強力であるが故に公共政策の問題をひきおこすと

-
- 1) Joe S. Bain, *Industrial Organization*, second edition, 1968. p.515. 宮澤健一 監訳「産業組織論」下 561頁
 - 2) A. D. H. Kaplan, *Big Enterprise in a Competitive System*, 1959. p. 231.

いうことを出発点として議論を展開した Corwin D. Edwards の「公共政策とビジネスの規模」の紹介と検討である³⁾。

一. 大企業の力と公共政策の展望

大企業の力が強大であれば、その力が制限され、そしてその力の行使が規制されるべきであるとの信念に導かれるのである。そして民主主義にあっては市民は平等と見なされているので、政治上の力の地位を高める人々にかんしては疑惑が存在するのである。したがって「民主国家は必然的にビジネスに対しての支配の集中を制限したり、或いは左様な集中から成長するビジネスの政策を抑制しようとする政策を採用するのである」¹⁾。

力の存在は我々に不安をもたらすのである。大企業の力についての関心は次のような基準で表現されるという。1.その最も簡単なのは、力が法外な価格をつけたり、不公平に競争者を脅迫する力の濫用である。2.大企業の力が価格の硬直性や極大効率に向う動きの軽減にある。3.力が不当に集中されてきた経済組織は新企業を企だてようとする新来者のための機会や決心を減損させるというのである²⁾。

力の濫用について関心のある人々は、大きさの問題をビジネスの行動のコードに依存するものとみなすかもしれない。良いトラストと悪いトラストが存在すると考えるだろう。経済制度の機能やその中での制度的な協定にかんして大きさの影響に関心がある人々が、多分信じるのは、大きさによって作り出される政策問題が大企業を経営する人々の見解と大部分関係がないし、経営の裁量内にあるようなビジネスの行動の変化によって変更されるはずがないという

3) Corwin D. Edwards. Public Policy and Business Size. 1951, Readings in Industrial Organization and Public Policy, V. Competition, Monopoly and Public Policy, p. 337-p. 351. 以下の引用の頁は同書による。

1) Corwin D. Edwards, p. 337.

2) Ibid., p. 337.

ことである³⁾。

次に公共政策の展望の先入観にうつろう⁴⁾。

1. 大きさから発生する問題は、大企業の経営者の個人的性格の問題ではない。勿論、戦略的な地位にある経営者の公的精神や知性の不足から発生する場合もあるが、大企業の行動は、個人よりもグループによって展開された政策に導かれ、利害関係や環境によって決定されるのである。

2. 大きさの度合や性格は、我々と一緒に持続するのである。ビジネスの構造を完全に粉々にすることは、マスプロダクションの技術や、ただもし規模の一定の度合が達成されるならばであるが、特化の型が可能であるという事実によって不可能になる。

3. 大きいことがすべて悪いとは限らない。大きさの度合や性格は、現在の産業テクノロジーの可能性に影響を与えることにおいて、そしてコストを切下げ生産量を増加させたりすることにおいて必要であり、或いは少なくとも有利である。

4. 大きいことがすべて良いとは限らない。会社が技術的に必要であるより以上に大きくなるかもしれないし、独占力を所有するような規模に達するかもしれない。それにその力を供給者、顧客及び社会全般に損害を与えて使用するかもしれない。

5. 一般的なルールとして競争の圧力は、企業をして効率的に維持させて大衆に十分に奉仕させる刺戟として、そして乱用的な行動に対してのセーフガードとして強く維持されるべきだ。

6. 望ましい大きさが活発な競争と矛盾するようなビジネス活動の大きなスケールをもたらす場合には、コントロールのある型が競争の活動と似た刺戟とセーフガードを提供するために大会社の活動に対して確立されるべきだ。

これらの先入観は我々に大企業に対しての適切な公共政策に関して論争の領域をのこすのである。その論争は異議のある大きさと望ましい大きさとをいか

3) Ibid., p. 338.

4) Ibid., pp. 338-339.

にして区別するか。もし異議があるとすれば、それに対して何がなされるべきかということにある⁵⁾。

問題の一つの重要なグループは挙証責任について密集する。悪事が明らかであり、或いは悪事が予測に出てくるところでのみ政府が行動するかである。行動が目に見える悪事か或いは予測に基づくべきかに関しての質問に対して、無批判者は、政府の機能は幽霊を見つけることよりも悪事を正すことにあり、多分答えるだろうと。活動が治療的か予防的であるかに関しての質問に対して、無批判者は、多分、予防の一オンスは治療の一ポンドに値すると返答するだろう⁶⁾。

二. シャーマン法に対しての不満

法律の趨勢は治療から予防へと向っていたのである。シャーマン法は取引の制限における共謀、独占化への意図及び実際的な独占行為を禁止している。…シャーマン法の禁止条項は、反競争的な結果がすでに生じたか、或いは明らかに意図されるビジネスの行動に向けられるのである¹⁾。このような展望の法律にかんしての不満は、やがて独占行為の勧告や独占化への意図に依存したケースや、大企業の力を攻撃したケースで明らかになったのである。強力な会社の政策が競争者を破壊した場合には、救済活動のいかなるものも死者を再び生きかえらすことが出来なかったことが明らかになったのである。治療策は十分に効果的でないし、予防策で補助しなければならないのである。この不満が他の不満と結合されるのである。即ち、シャーマン法は十分に特効的でないし、反トラスト法の主旨が明白にされるべきだとの信念である。ビジネスマンは法律の内容を知らなかったのである。法律は自発的な従順性が望まれるが、その従順性は、法律の要請が法律に従うべき人々によって明白に理解されなけれ

5) Ibid., p. 339.

6) Ibid., p. 339.

1) Corwin D. Edwards, p. 339.

ば、容易に獲得されることが出来ないのである²⁾。

このような不満から1914年のクレイトン法と連邦取引委員会法を喚起したのである。これらの新しい法律の目的は治療的というよりはむしろ予防的であった。議会は独占的傾向を、その初期に於いてストップしようとしたのであった。かくして議会は現在の悪の基準から将来の影響の基準へと、その方針をかえたのであり、そして前もって予測された影響が競争に対して反対である確定的な活動を禁止したのである。連法取引委員会法において競争の不正な方法は禁止されたのである。クレイトン法は独占的な結果に導く可能性のあるものと考えられる一定タイプの行動を禁止した³⁾。

しかしながら、予防のための傾向と確実性に対する傾向との間にはさけがたい矛盾が存在する。予測の信頼性の問題である。もし将来の影響にかんしての基準が使用されることになれば確実性よりも蓋然性の基準が不可避的になってくるであろう。それにも拘らずこのような基準から出てくる結果は法律を明確にしないことになる。活動やビジネスの構造が競争を滅殺しない時にでも禁されるかもしれぬ。同一の活動或いはビジネスの構造が競争に関して可能な影響が異なるという理由で禁止されたり、されなかったりする。法律の禁止事項を行動の明確なコードに変えることは不可能である⁴⁾。

大企業の役員はしばしばこのような予防立法にかんして批判的であったが、根拠に関しては準備出来なかった。彼らは将来の影響にかんしての妥当な蓋然性の基準がたえられないほど不確定であると議論する。競争に対して無害であれば合法、有害であれば不法なケースも出てくるのである。ここで要求されてくるのは行動のコード (a code of conduct) である⁵⁾。

政府が現在の影響或いは可能な将来の影響を証明するかどうかを質問に関連

2) Ibid., p. 340.

3) Ibid., p. 340. 連邦取引委員会法で違法としているのは、商業における不正な競争と不正または欺瞞的行為または慣行である。クレイトン法は、価格差別、不当な排他的条件取引、株式または資産の取得などについて規制を行うものである。

4) Ibid., p. 341.

5) Ibid., p. 341.

づけることは、立証の責任が政府或いは部分的に大企業にもっぱら依存するかどうかの問題である。政府が妥当な疑惑（刑事訴訟）をこえて、或いは証拠（民事訴訟）によって、事例を立証しなければならないというのが法律の一般的な原理である。一つの例外が、価格差別事件における費用の抗弁に関して法令によってなされた。ここでは政府は差別が存在し、そして競争にかんして有害な影響を及ぼすかもしれぬことを立証しなければならない。しかしこのような見解は、もし価格の差が単に費用における差を反映するならば、法律違反を確立するには十分ではないのである⁶⁾。

三. 反トラスト政策の基準

もう一つ重要な問題は、大ききの良い結果と悪い結果とが識別される基準である。「アメリカの反トラスト政策の基本的な基準は競争の維持である。我々が競争政策を認めるのはビジネスの成果が他の政策よりも良いからである。しかしながら、我々は競争政策を適応するにあたって成果の見地では、各々の特別な市場の状況を評価しない。即ち我々は……競争の維持が有効な成果を促進するか或いは妨げるかどうかは追求しない。それにかわって問題になってくる行動が有効な成果が出ると期待される競争を促進するか妨げるかどうかを求めるのである」¹⁾。

最近の反トラストの判決にかんして批判者たちは、競争の基準にかんしての名言に異議を唱え、社会的な成果の基準が特別なケースを判決するにあたって求められることを提案した。一つの公式によれば、反トラストの訴訟手続の結果は、全体として考察される時、企業の成果が結局、良いか悪いかどうか

6) Ibid., p. 342.

1) Corwin D. Edwards. p. 343. 「エコノミストは、A. スミス以来、競争的な市場が資源の配分や所得の分配にかんしてエレガントなモデルを展開してきた」のである」。競争的市場システムの本質と理論的な根拠に関する現代の見解については、F. M. Scherer. *Industrial Market Structure and Economic Performance*, 1970の第二章競争と独占の厚生経済学, pp. 8~38参照。

に依存すべきである。又、別の社会的な成果の基準の見解は、異議を申し立てられる特別な協定が、結局、公的な福祉に貢献しているかどうかで判決がなされるべきだというのである²⁾。

もし異議を申し立てられた協定が破壊されたらどうするか。その時、「代替的な協定の窮極の社会的帰結を評価しなければならないし、この基準の適用は困難である。そして、適用されても競争のセーフガードに対しての代替となるであろう。ビジネスの行動は、競争それ自体が損なわれなければ政府の干渉から自由であるが、社会的な成果の基準の下ではビジネスの行動が公共財に対して損害を生ずるようになれば禁止されるであろう。勿論、干渉に対しての政府の権利は競争上のチェックとバランスのシステムを維持するに必要な範囲に限られている。しかし企業を分割したり、或いは行動を結合させたりする権力だって非難されなければ政府に与えられるだろうというのである」³⁾。会社が異議の申し立ての危険にさらされるのは、「規模が顧客の規制、競争者の規制或いは新来者を排除するための力を会社に与える時である」⁴⁾。

次の問題は、いかにして大ききの競争に関しての影響を認めるかである。これに対しては行動の基準と構造の基準の二つがある。行動の基準の下では、会社が現実に競争しているならば競争的であり、独占のようにふるまうならば独占的であると考えられるのである。したがってこのような基準を適用するための方法は、会社の行動面における独占的な行動を注視することである。「いかに企業が活力的に研究において競争するとはいえ、もし独占的な価格政策を採用するならば行動の基準に失敗しているのであり、価格が競争的であっても、研究を支配したり、制限するにあたって独占として行動するならば行動の基準に失敗しているのである」⁵⁾。

この基準は常識的であり、その基準を採用する政府機関に対して良好な公的な関連を促進する。そしてその基準の適否が容易に専門家でない陪審員や一般

2) Ibid., p. 343.

3) Ibid., p. 343.

4) Ibid., p. 344.

5) Ibid., p. 345.

大衆によっても理解されるのである。それにも拘らず行動の基準が使用される
 ところでは、独占に対して法律を施行する機関は批判を招いたのである。その
 例は Great Atlantic and Pacific Tea Company 対法務省によって提起され
 た事件である⁶⁾。行動の基準の批判は、Sunderland 氏によって提供されてお
 り、彼は最近の判決の傾向が価格設定、ボイコット、排他的な取引や価格差別
 のような種々の慣行を、当然不法とすることを争っている。すなわち慣行の自
 動的な違法性について批判的であるのである。このような批判のタイプは A
 and P のケースに関しての注釈者による批判のように、独占的行動は競争者
 の活動と似たものを含んでいるかもしれぬし、そしてこのような理由のため
 に、左様な行動を確認したり、その行動を競争的な行動と区別することはしば
 しばむつかしいようである⁷⁾。

このような理由のために「行動の基準は適用するのは困難である。その基準
 を使用するためには、どのようなことを企業が行っているかを見出さねばなら
 ぬのみではなくて、企業の活動のコースが、もしその企業が小さくかつ弱かつ
 たならばとっていたコースと実質的に異なるであろうということを示さねばなら
 ぬ。この後者の段階は相対的に困難である。例えば会社がある価格をつける
 ことを示すだけでは十分ではないのである。この価格が独占価格となることを
 証明しなければならないし、競争価格がどのようなものであるかを証拠によっ
 て立証することは実際的に不可能である」⁸⁾。

その他の困難は、独占的行動の他の局面を確認するにあたっても生ずる。
 「例えば新しい製造工程の導入における通常のおくれと、新しい資金を支出す
 るまゝに十分、現存投資を利用したいという要求のゆえに発生する独占的なお
 くれを区別することは困難である。又少数の大きな準独占的な企業間の共謀の

6) Ibid., p. 345.

7) Ibid., p. 345. 1939年の A & P の事件及び Great Atlantic & Pacific Tea Co の
 事件については、松下満雄著、「アメリカの独占禁止法」1982年、pp. 240~241参照。
 両方共、ロビンソンパットマン法2条(C)に関するものである。

8) Ibid., p. 346.

存在を示すにあたって、証明の困難が存在する」⁹⁾。

独占的な強圧の存在を示すことはいささか容易である。大会社が小さなライヴァルをコントロールしようとする時、「規制の先任者を調べ出したり、とられた行為と競争の通常の策略とを区別したり、その活動が競争相手の独立性が終了した時に、終わったことを確認するのは困難ではない。「もし大会社の策略が残酷であれば、その痕跡はあきらかであるので、規制的な政策や競争の破壊を企図した政策は、申し立てられた独占に対して行動の基準を適用するにあたって大きな強調を与えられるであろう」¹⁰⁾。

しかしながら、規制と破壊のいっそう敏感な型は合法的な競争的な策略を区別することを困難にする。「大企業が競争者を打ちのめす力は明白であるので、小さな企業は脅迫されたり、或いは規制されたりするのを待つことなしに行為にかんしても独立を引渡すらしいのである。行動の基準は大きなライヴァルに関しての無抵抗の力をじっと見つめている小企業の真にせまった思いの故に、競争が損なわれるケースには容易に適用することは出来ないのである」¹¹⁾。又、「小さな会社が通常の競争者の合法的な行動と区別することができない活動によって弱体化されたり、結局、うちのめされたりする例もある。大企業は、小企業が行使することが出来ない方法であるそのブランドでもって攻撃的な販売努力を使用するかもしれない。その他、大企業は流通経路の侵害や垂直的に統合するかもしれぬのである。そのような行動ですら、競争にかんして促進的である活動と如何にして区別することが出来るか。競争を破壊するかもしれぬビジネスの政策を非難するにあたって、我々は行動の基準をこえて進まなければならない」のである¹²⁾。

行動の基準はあらゆる問題をカバーするには十分でないのみではなくて、最も良く適用される分野でも正確に適用することはむづかしい。行動の基準はあまりにも一般的になりすぎたのである。「もし禁止される行動が特に定義さ

9) Ibid., p. 346.

10) Ibid., p. 347.

11) Ibid., p. 347.

12) Ibid., p. 347.

れたならば、ビジネスマンは、禁止されない慣行によって同じ目的を完成する方法を考案するにあたってほとんど困難をもたないのである」¹³⁾。

しかしながら、もし行動の禁止が大雑把でかつ一般的であれば、その禁止は無害なビジネス活動を妨げるという Sunderland 氏の批判にさらされることになるのである。価格差別に対しての法律は一定の売手によって一定の商品に対して、異なった顧客に課せられた価格においてのいかなる差異を禁止するというような方法でのべられている。しかしそのようなルールは競争に関して何ら悪影響を及ぼさない価格の相違を妨げるだろう¹⁴⁾。

シャーマン法の下で、「いわゆる条理の原則は競争を制限するにあたって、実質的な結果をもつ規制と、あまり影響を及ぼさない規制とを識別するための策略であった。そして、クレイトン法では競争に関して将来の可能な影響の基準が実施されてきたのである。違法が結果に依存するところでは無実な慣行は非難される必要はない。独占的な慣行は、ただそれが法規にとくにのべられていないとはいえ、抑制されるのである」¹⁵⁾。

遂行をその目的にいっそう関連づけるこの方法は行動の基準の明瞭性を減少させるのである。Sunderland 氏は反トラスト法がその条項の一般性の故に、あいまいな内容をもっていることに不平をいったのである。我々が影響の基準に依存するかぎり、ビジネスの行動に向けていわれている禁止は、意味の明確さを失ってきたのである。……ビジネスが法律のふとした違反をさけたいと願うように、政府は法律に関して自発的な応諾の恩恵を願っているのである。行動基準のこれらの困難の故に、この基準にかんしての完全な信頼は、大企業の経営がその経営の裁量を行使するエリアに関して政府によるかなりの侵入を必化然するだろう¹⁶⁾。「その代替案は、不確定な範囲にかんしており経営活動の

13) Ibid., p. 347.

14) Ibid., p. 348.

15) Ibid., p. 348. 条理の原則については、Alfred E. Kahn, Standards for Antitrust Policy, 1953, in Readings in Industrial Organization and Public Policy, 1958, pp. 369~375参照。

16) Ibid., p. 348.

多くの局面に責任を及ぼすような点については影響の基準によって緩和されているが、抜け穴であふれているし、或いは一般的な禁止事項の数はより少ないところの行動の正確な禁止にかんしては数が大きく増加している¹⁷⁾。

構造の基準は大部分、行動の基準と関連する困難性の故に、独占に対抗しての訴訟手続において援用されるのである。構造に関しての一つの強調は明白な長所をもっているのである。1.それは市場を支配する力が現実に行使されてきたことを立証する問題をもつれさすことなしに、市場を支配する力をもつ企業に対しての法律の施行機関をして訴えることも可能ならしめること。2.それは制圧にかんしての巧妙な形態や小企業の破壊を、施行機関をして妨げることを可能にせしめること。3.それは大会社のビジネスの慣行を規制するための複雑な努力を必要としない。かくしてこの基準の使用は反トラストの訴訟手続の平易性と有効性に寄与するのである¹⁸⁾。

構造の基準は反トラスト法の明快さに寄与するように見えるが、「厳密に調査すればその基準は説明にかんして重要な困難を内包しているのである。それは市場の大きさについてである。市場はただ信管のみを含むのか、或いは針金で結んでいる装置すべてを含むのか、或いはあらゆる電気設備をこえて拡大するのか、市場はスポット購買と同時に慣習的な買手に対しての購買を含むのか、市場は一つの社会、一つの州、一つの地域、国家或いは世界にまで広めるのか。多くの場合、市場の適切な境界は少しも明らかでない。従って全体の市場に関しての企業の大きさは果てがないのである¹⁹⁾。

大きさの程度にしても、状況が異なれば重要性で大きく異なるかもしれぬ。「同一の大きさの二つの会社でも、一方が大企業に取りかこまれ、もう一方が小さな企業によってのみとりかこまれていれば力において異なるかもしれぬ」。「新しい産業の最初の参加者は第二の会社とその分野に参入するまで全生産量を支配する。特許の所有者はその特許が満了するまで、或いは誰か他の者

17) Ibid., p. 348-p. 349.

18) Ibid., p. 349.

19) Ibid., p. 349.

が替りの技術を考案するまで全生産量を生産する。その対立をうち破った会社は、戦いをするほどに十分に強い新しい競争相手があらわれるまで全生産量を生産する。一つの単独会社による支配の三つのケースは重要性において三つの異なるタイプをもつのである²⁰⁾。

「市場を支配するための企業の能力は単にその市場における地位によるのみではなくて、ビジネスの世界の他の分野における地位にもよるのである。……少数の市場からか或いは多くの市場から派生するかを問わず、会社の絶対的な大きさが、優位性の一つの源泉となるかもしれぬ。したがって構造の基準は、禁止されている大きさについて、一つの簡単なルールで表明されることは出来ないのである²¹⁾。

大企業の大きさを抑制することか、異議があるか、有益であるかを問わず、「大きさに依存するあらゆる活動を抑制することである。大きさに関しての左様な攻撃は、大規模に堪しての反対の局面がその有益な局面よりもいっそう重要である場合や、大きさに関しての反対の影響が他のいっそう撰択的手段によって破壊することが出来ない場合のみ正当化されることが出来るのである²²⁾。又、もし垂直立な統合を防ぐならば、その利益はその不利益と一緒に失われるのである。このタイプの構造に関しての攻撃は、統合と結び合わされる実質的な悪が撰択的に破壊することが出来ない場合には望ましいのである。構造の基準に対しての妥当な分野は行動の基準がうまく働かない分野である²³⁾。そして官僚が構造に強調をおいているならば、「行動の基準が企業活動の大きな分野において独占問題を処理することに失敗していると考えている」と見てよいのである²⁴⁾。

20) Ibid., p. 349.

21) Ibid., p. 349-350.

22) Ibid., p. 350.

23) Ibid., p. 350.

24) Ibid., p. 350.

要 約

行動の基準も構造の基準も、ビッグビジネスの現象に対しての競争の標準に適用する全く満足な方法を提供しないのである。……構造の基準は適用されることが可能であるので、その基準は独占の諸悪に対してもっとも徹底的な改善策を提供する。行動の基準は特定かつせまく定義されるルールで表現されるならば、非有効的になり、広くかつ包括的な禁止で表現されるならば、経営の裁量を含めて広い干渉を含むのである。構造の基準或いは行動の基準のいずれかは、反競争的な影響が発見されるか、或いは当然予想されるような場合にのみ適用されるならば、独占問題に対していっそう適切なものになるのである¹⁾。

法律と行政における実際的な問題は、明快さ、早さ及び有効性を関連性に対して均等させることである。即ち行動の訂正が可能かつ十分であるところでは行動の基準を使用すること、しかし、それが独占力の巧妙かつ変動的な示威的行為とに対抗することが出来るところでは構造の基準を使用するのである。この仕事は困難であり、そしてその仕事がいかにして引受けられるかについては多くの意見の相異がある。不運にも反トラスト法の熱心な批評家のうちのある人は、彼らがつぎつぎと利用しうる代替案のすべてに反対するので、問題の解決にはほとんど貢献しなかった²⁾。

独占に反対のアメリカの法律は体験と成長に対して展望をもっている。今日、法律は、一つの基準或いは手順に全く依存することなしに、当然のルール、影響の検討、行動の基準、構造の基準を含んでいる。法律はビジネスに関してはあまりにもきびしく、かつあまりにもゆるく、あまりにも堅固すぎ、独占に対してはあまりにも寛大であり、変動的な事情にとってはあまりにも伸縮的であり、あまりにも冷淡であるということが批評のまま最中において展開されている。私が希望するのはビジネスのこの国のシステムをもっとも競争的に

1) Corwin D. Edwards. pp. 350-351.

2) Ibid., p. 351.

維持しつつけることである。法律はその失敗のためのみではなくて、その成功のためにきびしく批評され続けるであろう³⁾。

結 語

大企業の力の行使は拮抗力の増大によってかつてほど自由ではないが、その力に対して如何にして公共政策を確立していくかを確定的にのべるのは困難である。大企業の力の行使はその時代の動きに応じて変化するだろうし、その目的も変化してくるだろう。「公共政策を形成するにあたっての問題は、自由企業にとって不可欠である競争力を弱体化させることなしに、大きなビジネスの単位の利益を維持するため方法を見出すことにあった。すなわち、アメリカ人の考えは自由な企業は民主主義の欠かすことの出来ない構成要素と一般に見られているのである」¹⁾。

「アメリカの反トラスト政策が強化されたのは、ニューディール後期、すなわち1930年代後半よりの時期においてであった。その後、大戦を経て、1950年代、60年代、及び70年代は反トラスト政策強化の時期であったといえる。おそらく70年代がその最高潮であろう。しかし、1970年代は大企業の活動を先験的に社会悪として攻撃するのが流行した時代であり、反トラスト政策もいくぶんこの影響を受けて行き過ぎに気味がある。しかし、アメリカの産業が衰退し、日本企業などにシェアを荒らされ、失業が発生する段階になると、大企業は社

3) *Ibid.*, p. 351. 「アカデミックな経済学者は反トラスト当局をその不活動のために、そして法律をそれ自体ビックビジネスを取扱うにあたっての無能のために批判してきたが、最近では反対の方向、つまり法律の適用があまりにもきびしすぎると主張する人も増加しているという」。A. F. Kahn, *Ibid.*, p. 352.

1) A. D. H. Kaplan. *Ibid.*, p. 5. 「反トラスト法は自由の憲章ともよばれ、アメリカの経済法制の中核的存在として知られている。しかし、アメリカにおいても企業間の競争を制限する産業政策がまったくとられないわけではなく、競争制限的産業政策と反トラスト法との抵触および両者の調整が必要とされることもある」。松下満雄。「反トラスト法と競争制限的産業政策」ジュリスト。No. 566. 1974年7月15日号。p. 57.

会悪などと言っておれなくなった」ようである²⁾。

現代の自由主義体制下の産業は寡占が支配的である。一般に競争が望ましい経済成果を達成することはよく知られている。寡占の下でも競争と同様な効率を達成出来ないものであろうか。ここに登上したのが有効競争の理論であった。「それは競争が完全でなくても、効果的に行なわれていれば、自由競争論のいう経済活動の効率向上が期待できる、というのである。いいかえれば寡占市場の下でも競争が有効に働きうる条件があれば、反トラスト法に違反しないと考えるわけである。そこに“条理の原則”との対応がみられるわけで寡占経済という現実と反トラストの理念をみごとに調和させた、きわめて有効な理論であった」のである³⁾。この問題の検討は後日に期したい。

2) 松下満雄, 「米レーガン政権の新独禁政策」ジュリスト。No. 751. 1981年10月15日号, p. 58.

3) 前田靖幸。「寡占市場」執筆代表者。相原光, 力石定一, 新野幸一郎「現代経済をみる眼」p. 227-228. 有効競争については, J. M. Clark, *Competition as a Dynamic Process*, 1961. 岸本誠二郎監修。「有効競争の理論」(昭和45年), J. M. Clark, “Ioward & Concept of workable Competition”. *American Economic Review*, June, 1940. 参照。

(補注) 目次の一, 二, 三の区分は原文にはない。小生が説明の便宜上行なったものである。

